

【地震、津波、噴火、暴風雨又は洪水により被害を受けられた皆さまへ】

住宅金融支援機構の住宅ローンをご返済中の皆さまへ

～返済方法変更(災害特例)のご案内～

災害により被害を受けられた皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

住宅金融支援機構では、災害により被害を受けられた機構（公庫）融資をご返済中の皆さまに、返済方法変更等をご案内いたしております。

1. 返済方法の変更について

災害により被害を受けられたお客さまには、被災の程度に応じ、次のような返済方法の変更のメニューをご用意しておりますので、ご返済中の金融機関を通じてご申請ください。

(1) 対象者

次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、被災後の収入月額（注）が「変更前の毎月の返済金の4倍」以下又は「世帯人員×64,000円」以下となる見込みの方

- ア 融資住宅等が損害を受け、その復旧に相当の費用が必要な方
- イ 債務者ご本人またはご家族が死亡・負傷したため、著しく収入が減少した方
- ウ 事業財産等または勤務先が損害を受けたため著しく収入が減少した方

（注）被災後の収入月額は、次を目安にしてください。

〔被災後1年間の収入額－（融資住宅等の復旧に要する自己資金
＋災害による負傷又は疾病の治療費）〕×1／12

(2) 変更内容

ア 返済金の払込みの据置（1年～3年）

- 据置期間中は、元金・利息のご返済は必要ありません。
- 据置期間終了後、据置期間中の利息を通常の元金・利息に加えてご返済いただきます。
- “り災による家計収支の悪化の程度”（以下「り災割合」といいます。）により適用できる据置期間が異なります。

イ 据置期間中の利率の引下げ

- 据置期間中は、現在適用されている金利を一定に引き下げた金利となります。
- 機構融資又は公庫融資をご返済中のお客さまは、り災割合により金利の引下げ幅が異なります。
- フラット35（買取型）をご返済中のお客さまは、り災割合に関わらず0.5%の金利引下げになります。

ウ 返済期間の延長（1年～3年）

- 据置期間分だけ返済期間を延長します。
（据置期間を設けず返済期間だけを延長することもできます。）
- り災割合により適用できる延長期間が異なります。

（裏面へ）

（令和6年4月）

「り災割合」による返済方法の変更内容は、次のとおりです。

変更メニュー り災割合※1	・返済金の払込みの据置 ※2 ・返済期間の延長 ※2	据置期間中の利率の引下げ	
		機構※3又は公庫※4融資を ご返済中のお客さま	フラット 35（買取型）※3を ご返済中のお客さま
30%未満	1年	0.5%引き下げた金利	0.5%引き下げた金利
30%以上 60%未満	最長2年	1.0%引き下げた金利	
60%以上	最長3年	1.5%引き下げた金利	

※1「り災割合」は、次の計算式により算出します。

り災割合

$$= \frac{\left(\begin{array}{c} \text{災害発生の日前} \\ \text{1年以内の収入額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{災害発生の日以後} \\ \text{1年間における} \\ \text{収入額} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{融資住宅等の} \\ \text{復旧に要する} \\ \text{自己資金} \end{array} + \begin{array}{c} \text{災害による負傷} \\ \text{又は疾病の治療費} \end{array} \right)}{\text{災害発生の日前1年以内の収入額}} \times 100$$

※2 据置や延長は1年単位となります。

※3 機構融資及びフラット35（買取型）をご返済中のお客さまが据置期間中の利率の引下げを適用した結果、0%を下回る場合は0.01%を下限とします。

※4 公庫融資をご返済中のお客さまが据置期間中の利率の引下げを適用した結果、0%を下回る場合は0%を下限とします。

(3) お申込先と必要書類

「災害特例申請書（直接融資用）」及び「返済方法変更のお申込みに関するご注意点（個人関係債権）」（以下「申請書等」といいます。）をご返済中の金融機関に提出してください。審査の後、結果をお知らせします。

申請書等は、金融機関窓口や住宅金融支援機構支店にございます。

なお、「収入に関する公的証明書」などが必要となります（お客さまによって、必要となる書類が異なりますので、申請書等をお受取の際に金融機関窓口や機構支店窓口にご確認ください）。

2. 機構の団体信用生命保険について

機構の団体信用生命保険に加入されている方が、災害により保険金の支払事由（死亡、高度障害や後遺障害、身体障害等）に該当された場合に、残りの住宅ローン債務が全額弁済されますので、所定の手続をお取りください。

詳しくは、ご返済中の金融機関窓口までご連絡ください。